## 札幌市ウォーカブル推進本部設置要綱

令和6年6月14日 天野副市長決裁

(目的)

第1条 本市におけるウォーカブル関係施策を全庁的に推進するため、札幌市ウォーカブ ル推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(任務)

- 第2条 推進本部は、次の事項を協議する。
  - (1) ウォーカブル関係施策の企画、調整及び推進に関すること。
  - (2) ウォーカブル関係施策に係る情報の収集及び共有に関すること。
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、ウォーカブル関係施策の推進に必要と認められる事項 に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ次表に掲げる職にある 者をもって充てる。

| 本部長 | 天野副市長                             |
|-----|-----------------------------------|
| 本部員 | まちづくり政策局長、まちづくり政策局都市計画担当局長、保健福祉局ウ |
|     | ェルネス推進担当局長、経済観光局観光・MICE担当局長、建設局長  |

(会議)

- 第4条 推進本部の会議は、本部長が招集する。
- 2 本部長は、必要があると認めるときは、前条第1項の表に掲げる本部員以外の職員を 推進本部の会議に出席させることができる。

(幹事会)

- 第5条 推進本部に幹事会を設置する。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次表に掲げる職にある者をもって充てる。

| 幹事長 | まちづくり政策局政策企画部政策推進課長               |
|-----|-----------------------------------|
| 幹事  | まちづくり政策局:ユニバーサル推進担当課長、都心まちづくり課長、都 |
|     | 市計画課長、地域計画課長、事業推進課長、交通計画課長、交通施設担当 |
|     | 課長、公共交通システム担当課長                   |
|     | 保健福祉担当局:ウェルネス推進課長                 |
|     | 経済観光局観光・MICE担当局:観光・MICE推進課長       |
|     | 建設局:道路管理課長、計画担当課長、みどりの推進課長        |

- 3 幹事会は、推進本部の事務を補佐する。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、第2項の表に掲げる幹事以外の職員を幹事会 の会議に出席させることができる。
- 6 幹事長は必要に応じてプロジェクトチームを設置することができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、まちづくり政策局政策企画部政策推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項はまちづくり 政策局政策企画部政策推進課長が定める。

附則

この要綱は、令和6年6月14日から施行する。